

関係者各位

社会福祉法人宮崎県共同募金会
会長 町川 安久
(公 印 略)

共同募金をお預かりする宮崎県共同募金会の内部管理体制について

日頃より共同募金運動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年6月13日に報じられた社会福祉法人北海道共同募金会における使途不明金事案につきまして、共同募金運動にご協力いただいている寄付者の皆様をはじめ、関係する皆様にご不安やご懸念を抱かせる事態となりましたことは、誠に遺憾に存じます。

報道内容が事実であれば、善意の募金に対する信頼を大きく損なうものであり、断じて許されるものではありません。

共同募金運動は、県民の皆様からお寄せいただいた善意を地域福祉の推進につなぐ社会的使命を担っております。また、共同募金は都道府県ごとに募集、管理及び配分を行う仕組みとなっており、宮崎県内でお寄せいただいた募金については、本会が責任をもって管理しております。

本会では、このような責任を果たすため、社会福祉法人会計基準及び関係規程に基づき、現金・預金の管理や会計処理について内部牽制を確保した事務執行を行っております。

また、本事案の発生を受け、改めて事務処理手続及び内部管理体制の点検を実施し、適正な事務執行の徹底を図ることとしております。

今後とも、県民の皆様からお預かりした募金を適正に管理し、共同募金運動に対する信頼確保に努めてまいります。

記

1 宮崎県共同募金会における内部管理体制

(1) 現金の取扱い

窓口で受領した募金については、複数職員により金額を確認し、現金出納簿等への記録を行った上で、速やかに金融機関へ入金しております。

(2) 預金通帳及び届出印の管理

預金通帳及び金融機関届出印は、それぞれ管理者を定めて適切に保管し、相互牽制が働く体制としております。

(3) 支払手続

金融機関窓口で振込を行う場合は、会計担当職員が振込書類を作成し、決裁内容を確認した上で会計責任者又は決裁権者が届出印を押印するなど、複数の職員による確認を行っております。

また、インターネットバンキングによる支払については、会計担当職員が振込データを作成し、会計責任者又は決裁権者が内容を確認の上、承認することとしており、支払データの作成と承認を分離することで内部牽制を確保しております。

(4) 会計処理及び監査

社会福祉法人会計基準に基づく会計処理を行うとともに、監事による監査及び行政による指導監査を受け、適正な運営の確保に努めております。

(5) 内部点検の実施

今回の事案を受け、現金・預金管理、通帳及び印鑑の管理状況、支払手続並びに会計処理手続について改めて点検を速やかに実施し、内部管理体制の徹底を図ります。